

令和8年安全報告書

菊南プラザバス株式会社

1.輸送の安全に関する基本方針

菊南プラザバス株式会社の社員としてお客様に安全で快適な輸送サービスをお届けするため、常に輸送の安全に関する法令を遵守し『安全第一』をモットーに輸送の安全性の確保を全社員一丸となって取り組む。

2.輸送の安全に関する目標および達成状況

令和7年度の事故に関する目標および達成状況は下記の通りです。

事故種別	目標	結果
死亡事故・重大事故	0件	0件
飲酒運転	0件	0件
人身事故	0件	0件
物損事故（有責）	0件	0件

次に、令和8年度の安全目標は下記の通りです。

- 【1】 人身（車内・車外）事故、有責物損事故ゼロ
- 【2】 飲酒運転の撲滅、法定速度の遵守
- 【3】 アイドリングストップ、エコドライブの推進
- 【4】 お客様に選定される貸切バス会社としての構築

事故種別	目標
死亡事故・重大事故	0件
飲酒運転	0件
人身事故	0件
物損事故（有責）	0件

今年度も事故数ゼロを達成し、お客様に安全かつ快適なサービスを提供するため、全社員一丸となって安全運転に取り組んで参ります。

3.令和7年度 事故に関する統計

令和7年度の事故発生件数は以下の通り0件です。

事故種別	発生件数
死亡事故・重大事故	0件（前年度比±0件）
飲酒運転	0件（前年度比±0件）
人身事故	0件（前年度比±0件）
物損事故（有責）	0件（前年度比±0件）

※自動車事故報告規則第2条に規定する事故はありませんでした。

4.令和7年度 輸送の安全のために講じた措置

輸送の安全を確保するため、令和7年度は下記の取り組みを行いました。

① 運転手の健康管理

全社員に対して定期健康診断を実施し、検診の結果を健康管理表にて管理しています。また健康診断によりさらなる疾病の危険因子が確認された一部の社員に対しては、社内で作成した健康管理規程にもとづき、

- ・SAS（睡眠時無呼吸症候群）検診
- ・脳診血管疾患検診
- ・心疾患・大血管疾患検診
- ・視野障害検診

を行うことで、健康状態の把握に努めています。

②経営トップによる安全総点検の実施および点呼立ち合い

経営トップが輸送の安全に関する取り組み状況を点検し、職場環境の確認を行っております。また、始業前点呼や終業点呼にも立ち会うことで、社内の安全に対する意識の向上を図っています。

③運行中の運転手に対する注意喚起

すべての運転手に「事故防止の為の乗務員実施要項」と「予防運転に関する10項目」を記載したカードを、常時携帯させています。（次ページ参照）

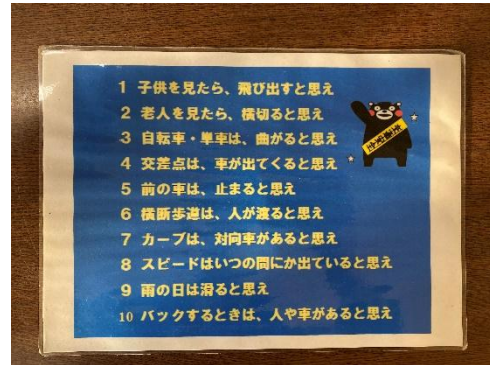
【事故防止の為の乗務員実施要項】

規則	道路交差点を遵守する
出発時	乗客多量の午前ではアクセスを種々の歩行者の有無を確認 乗客が乗降するのを車内より確認
	乗降時、乗降する時は車内・左右及び前方に人の有無を確認 乗降時でもアクセスを兼ねて左右の安全確認及び歩行者の有無を確認
経過	赤信号一旦停止後、乗降する時は車内・左右及び前方の安全確認 信号機のない交差点で、優先道路を走行中であっても手前でアクセス 左側の歩行者の有無を確認
	左右のバックミラーで後方の状況を確認する 後方カメラで乗客・人の有無を確認する(見逃し時はバスを降りて目視)
乗降時	後退時は必ずハザードランプを点灯させること 安全な場所や車庫へ停車させること
	交差点周辺(カーブ・急勾配)での乗降は避ける事 駐車場では乗降員は必ず乗降口付近に於て乗客の安全確保に努めること 補助ステップ(踏み台)を使用すること
その他	乗降後、降り台を忘れぬこと 乗降者を助けて乗車・降車・降車する時は停止の安全を要すること
	乗降問題は渋滞時でも大型バスは自分の乗降を優先すること 乗降時は交差歩行者が乗員減及び乗客になったり止まること

上記の各号を乗務員は遵守し事故防止に努めなければならない

平成20年4月1日
菊南プラザバス株式会社

【事故防止の為の乗務員実施要項】



【予防運転に関する 10 項目】

④運行中の乗客に対する注意喚起

お客様へシートベルト着用のご協力をお願いするプレートを、車内前方と各座席のポケットに入れさせていただいています。



【車両前方の掲示】



【各座席のポケットへの掲示】

5.輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況

令和7年度、運転手、運行管理者、及び整備管理者に対する教育・研修の実施状況は次の通りです。

①運転手に対する教育・研修

- ・ 初任運転手教育

新しく採用した2名の運転手に対し、初任診断の結果を踏まえた教育のほか座学10時間、実技訓練20時間の研修を行いました。

- ・ 高齢運転手教育

適齢診断の受診した7名に対し、診断結果をもとに各運転手の運転中のクセなどについて確認し合い、安全運転への意識向上に取り組みました。

※事故惹起運転への教育は、対象者無しのため行っておりません。

②営業所内における研修

指導監督指針及び法令で定められた項目に合わせた内容の研修と、ドライブレコーダーの映像をもとにしたヒヤリハット対策研修を行いました。

③救急救命講習

熊本市北消防署救急救命班に本社営業所へお越しいただき、初期症状・異変の判断方法や心肺蘇生法、AEDの使い方などの講義についての座学にくわえ、バス車内での救急対応など実践形式での救急対応についてご指導いただきました。

④運転技術のさらなる向上を目指す特別講習

八代ドライビングスクールにて、OD式安全性テストによる自身の運転適性の確認や運転シミュレーターを用いた雪道の走行体験、教習所場内コースでのフェード現象・スキッド走行・急ブレーキ体験をとおしての安全運転技術の向上を目指した特別な講習を行いました。
(道路交通法第108条32の1の規定による運転免許取得者教育の課程・認定番号第1号)

6.内部監査の結果ならびに講じた措置

輸送の安全に関する基本方針にもとづき、安全管理体制の機能状況や、運輸安全マネジメントの実施状況などを確認するため、経営トップ、安全統括管理者を対象に内部監査を実施しました。

監査の結果としては概ね達成されていたものの、さらなる改善が求められる部分についての再確認と社内共有を行い、今後積極的に取り組んでいくよう求めました。

7.安全管理規程

別紙「安全管理規程」参照

8.安全統括管理者

代表取締役 長田和久